

支 払 基 金
平成 2 7 年 6 月 1 2 日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

記

別表 1 の商品名医薬品については、既に販売名変更等により製造が中止されているため、平成 2 7 年 9 月 3 0 日をもって、医薬品マスターから医薬品コードを削除します。ただし、当該商品名医薬品は薬価基準の収載品目が経過措置の対象とはなっていないことから、薬価基準収載品目による保険請求は行えます。

なお、今般、削除対象となる商品名医薬品に対応する薬価基準収載品目の医薬品コードは、別表 2 のとおりとなりますのでご参照願います。

また、保険医療機関（薬局）のレセコンにおいて、当該商品名医薬品をご使用されている場合は、今般の医薬品マスターの改定情報により、レセコン用のマスターコードの変更を実施いただきますようお願いいたします。